

令和6年8月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

8 月 の 情 報 提 供

1. 求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数(令和6年6月分)	… 1
2. 「中小企業の皆様に役立つ価格交渉講習会」参加申込書	… 5
3. 令和6年度「改善基準告示解説セミナー」の開催について	… 7
4. トレーラの安全な使用及び関係法令改正に係わる研修会の実施について	… 8
5. 乗務員講習会のご案内	… 10
6. 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内	… 14
7. 歩行者ファーストかがわ2024について	… 17
8. 歩行者ファーストかがわ2024への参加案内と参加費助成について	… 33
9. みんなで防ごう！熱中症	… 36
10. 香川産業安全衛生大会「大会宣言」について	… 40
11. 電気自動車の整備の業務等に係る特別教育に係る労働安全衛生規則等の 改正について	… 41
12. 死亡労働災害多発緊急警報の発出に伴う緊急要請	… 58
13. 陸災防香川県支部の皆様へ	… 59

※地球環境に配慮したペーパーレス化を図るため冊子での発送を行っておりません。

※申請書類や申込書等が必要な場合は、本書からプリントアウトしてご利用ください。

求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について
 (令和6年6月)

(公社) 全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和6年6月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和6年6月の運賃指数の概要

1. 令和6年6月の運賃指数は、前月比2ポイント減、前年同月比10ポイント増の128であった。
2. 6月末現在の求車登録件数は102,365と前年同月比16,001増(18.5%増)となった。

1. 加入者数、成約件数

年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259
対象成約 件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	237,182	277,064

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
加入者数 (ID数)	5,694	6,062	6,401	6,551	6,396	6,474
対象成約 件数	288,956	272,250	289,573	292,118	290,891	70,273

※令和6年度は令和6年6月末現在(以下同様)

2. 荷物情報(求車)件数

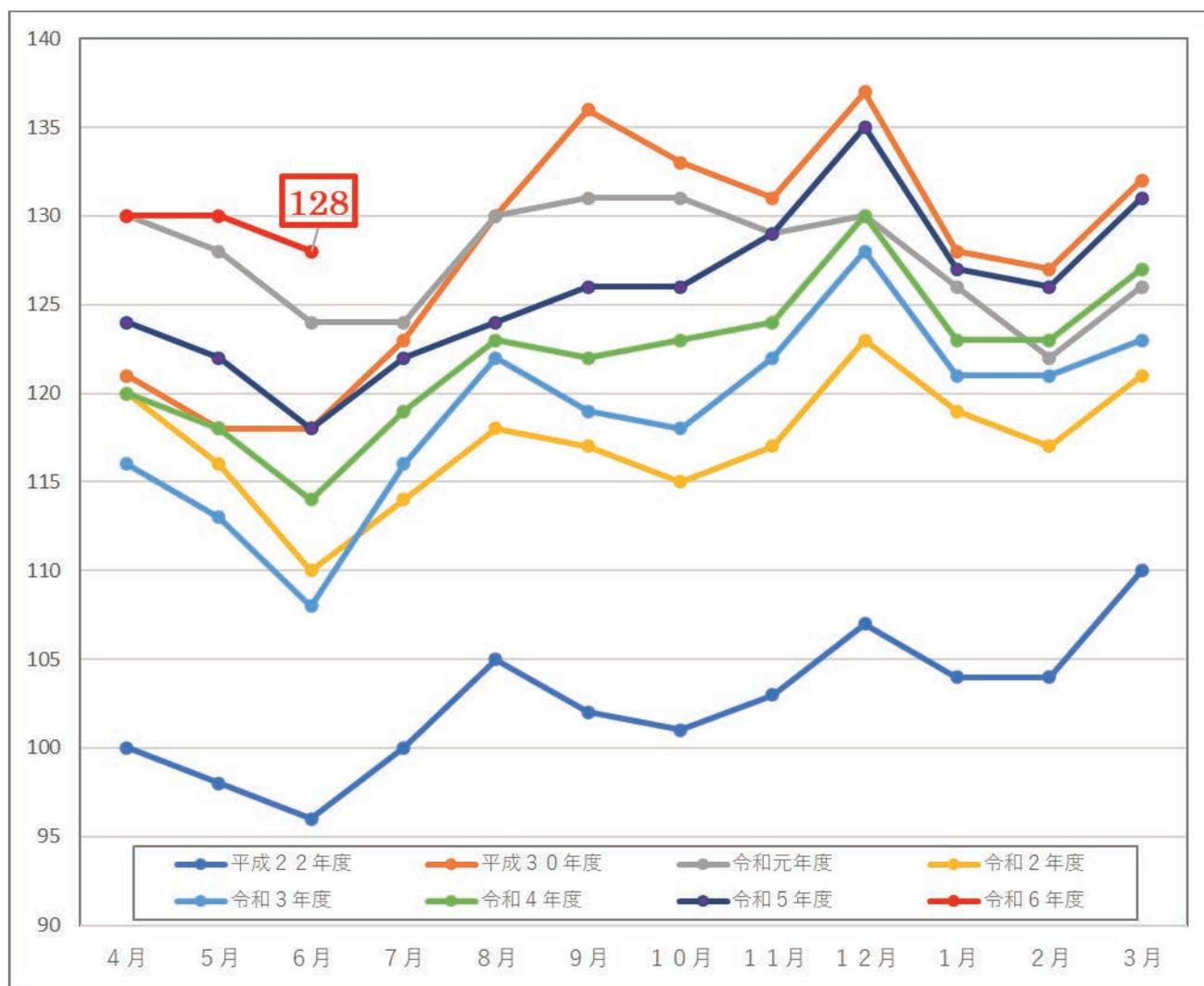
年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
登録件数	1,431,478	914,565	1,351,844	1,644,732	1,708,272	363,764

荷物情報 (求車)	令和6年6月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	102,365	16,001	18.5%	-11,281	-9.9%
成約件数	22,579	-1,049	-4.4%	-544	-2.4%
成約率	22.1%	-5.3ポイント	—	1.7ポイント	—

3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108	116	122	119	118	122	128	121	121	123
令和4年度	120	118	114	119	123	122	123	124	130	123	123	127
令和5年度	124	122	118	122	124	126	126	129	135	127	126	131
令和6年度	130	130	128									

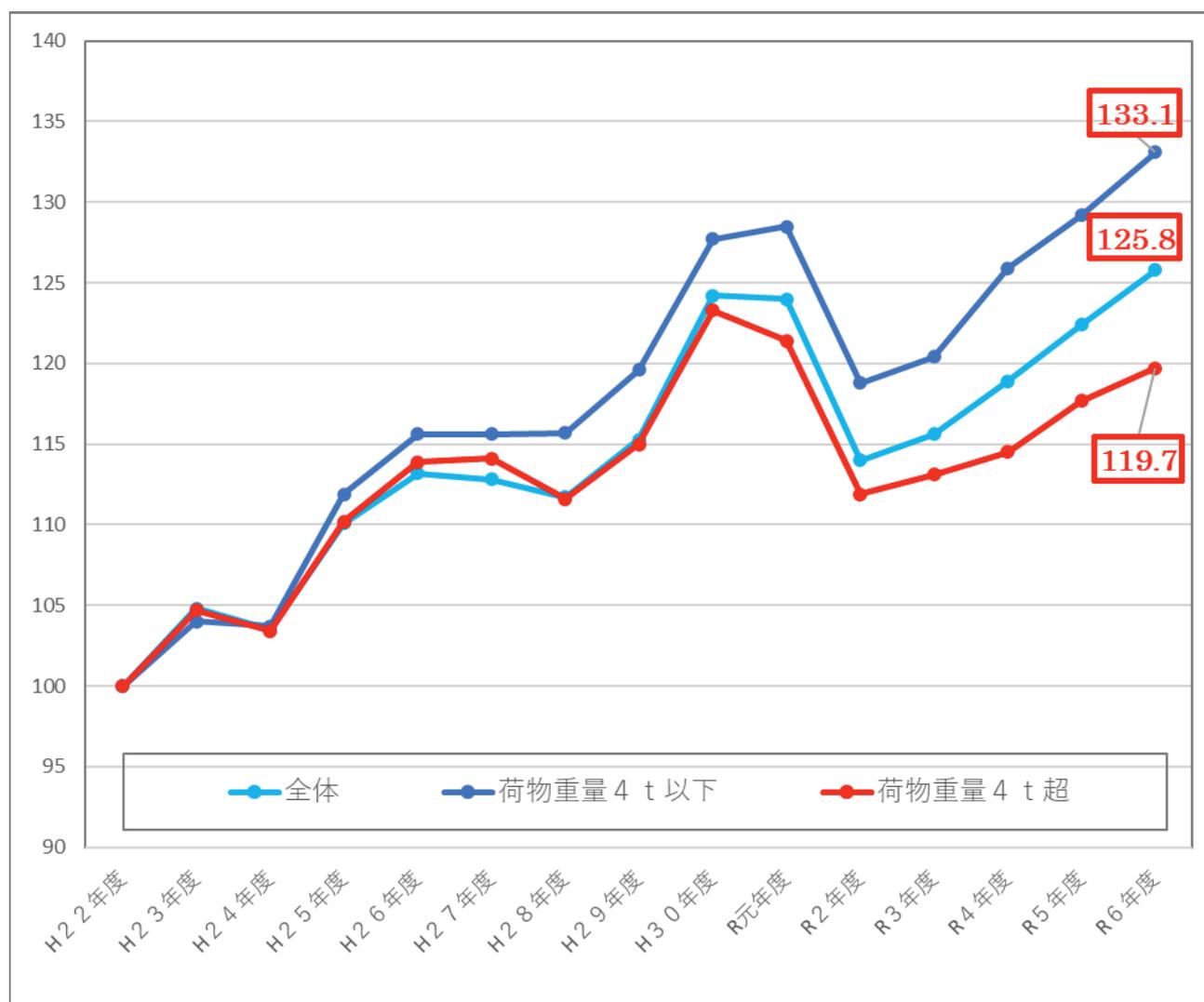


※グラフは平成23年度～平成29年度を省略してあります。

4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2
荷物重量 4t以下	100	104	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
全体	124	114	115.6	118.8	122.4	125.8
荷物重量 4t以下	128.5	118.8	120.4	125.8	129.2	133.1
荷物重量 4t超	121.4	111.9	113.1	114.5	117.7	119.7



○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」(WebKIT)における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会
経営改善事業部 深田
TEL03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会
KIT・情報化事業部 武田、松井、岡崎
TEL03-3357-6068

令和6年8月1日

会 員 各 位

一般社団法人 香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣
(公 印 省 略)

「中小企業の皆様に役立つ価格交渉講習会」 の開催について

平素は、当協会の業務運営に、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、当協会では標記セミナーを開催することとなりました。

2024年問題に対応するために、発注側企業との価格交渉・価格転嫁の推進は不可欠であります。本セミナーでは、中小企業が価格交渉に必要なノウハウを身に付けられるよう、中小企業庁、四国新聞社の後援を受け、全国で活躍する現役の中小企業診断士をお招きし、トラック事業者向けに開催いたします。

つきましては、ご多用の折りとは存じますが、是非ともご参加賜りますようお願いいたします。

記

1. 日 時 令和6年9月18日(水) 13:30~15:00(受付13:00~)
2. 場 所 香川県トラック総合会館 5F大会議室
3. 講 師 中小企業診断士 NACマネジメント研究所 小林 弘和 氏
4. 内 容 (1) 価格交渉は今がチャンス!最新動向について
(2) 下請事業者に対する過度な要求?こんな取引条件に要注意!
(3) よりよい価格交渉のための準備
(4) 受注者のための価格交渉術
(5) 困った!そんな時の公的サポート
5. 対 象 者 経営者、管理者、営業担当者等
6. 募集人数 定員40名
(申込期限:8月23日(金) ただし、定員になり次第締め切ります)
7. 申込方法 別添の「参加申込書」をご記入の上、記載のFAX番号までお申込みください。
8. 主 催 一般社団法人 香川県トラック協会
9. 後 援 中小企業庁、四国新聞社

以 上

令和 6年 8月 日

(一社)香川県トラック協会 管理課 あて
FAX 087-821-4974

「中小企業の皆様に役立つ価格交渉講習会」
参加申込書

日 時 : 令和6年9月18日(水) 13:30~15:00
場 所 : 香川県トラック総合会館 5F 大会議室

事業所 支店・営業所名		
所在地		〒
電話番号		
FAX番号		
受講者	所属・役職	
	氏名	
代表者メールアドレス		@
事前に質問があれば ご記入ください		

〈締 切 日〉 令和6年8月23日(金曜日)

※ ただし、定員になり次第、締め切らせていただきます。

令和6年8月1日

会 員 各 位

(一社)香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣

令和6年度「改善基準告示解説セミナー」の開催について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年4月から適用された自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）についての解説セミナーを公益社団法人全日本トラック協会との共催により下記のとおり開催致します。

つきましては、参加を希望される方は下記申込書にて8月17日（金）までにお申込みくださいますようお願いいたします。

敬具

記

1. 日 時 令和6年8月27日（火）13時30分～15時00分
2. 場 所 ホテルパールガーデン 2階「讃岐A」
3. 講 師 株式会社運輸・物流研究室 取締役フェロー 小野秀昭 氏
4. 内 容
 - ・改善基準告示改正の趣旨
 - ・改善基準告示の改正内容の解説
 - ・Q&Aの解説
 - ・36協定の解説 等

令和6年度「改善基準告示解説セミナー」申込書

会社名 _____

役 職 _____

お名前 _____

※香ト協FAX：087-821-4974宛ご返信ください。

令和6年8月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

令和6年度 乗務員一般講習会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成16年度より国土交通省告示1366号を基にし、安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催しております。

香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、貨物自動車運送事業法など関係法令への理解も同時に深めていただける内容となっております。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬 具

記

1. 開催内容 乗務員一般講習
2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
3. 対象者 営業所所属運転者
※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。
4. 費用 無料
5. 申込方法 参加申込書に必要事項を記載され、FAXにてお申し込みください。
6. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会
電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

令和6年度 乗務員一般講習会 参加申込票

・乗務員一般講習（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第 253 回	8 月 24 日（土） 9:00 ～ 12:00	会場 ユープラザうたづ 住所 綾歌郡宇多津町浜六番丁 8 8

○受講希望者データ

会 社 名	
担当者名（記入者）	

	氏 名	生年月日	トラック ドライバー歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型 中型
		月 日 (満 歳)		
参加希望講習 (○印記入)	第 253 回 (AM)			小型
2	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型 中型
		月 日 (満 歳)		
参加希望講習 (○印記入)	第 253 回 (AM)			小型
3	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型 中型
		月 日 (満 歳)		
参加希望講習 (○印記入)	第 253 回 (AM)			小型

※ 香ト協（F A X 087 - 821 - 4974）へ申し込みください。

令和6年8月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

令和6年度 乗務員ステップアップ講習会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成16年度より国土交通省告示1366号を基にし、安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催しております。

香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、実車を用いて日常点検方法や死角などの車高等のトラックの構造上の特性についても学んでいただける体験型講習となっております。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬 具

記

1. 開催内容 乗務員ステップアップ講習会
2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
3. 対象者 営業所所属運転者
※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。
4. 費用 無料
5. 申込方法 参加申込書に必要事項を記載され、FAXにてお申し込みください。
6. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会
電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

令和6年度 乗務員ステップアップ講習 参加申込票

・乗務員ステップアップ講習（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第110回	令和6年 9月14日(土) 9:00 ~ 12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町3丁目3-6
	第111回	9月14日(土) 13:30 ~ 16:30	

○受講希望者データ

会社名	
担当者名（記入者）	

	氏名	生年月日	トラック ドライバー歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型 中型
		月 日 (満 歳)		
参加希望講習 (○印記入)	第110回(AM) ・ 第111回(PM)			小型
2	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型 中型
		月 日 (満 歳)		
参加希望講習 (○印記入)	第110回(AM) ・ 第111回(PM)			小型
3	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型 中型
		月 日 (満 歳)		
参加希望講習 (○印記入)	第110回(AM) ・ 第111回(PM)			小型

※ 香ト協（F A X 087 - 821 - 4974）へ申し込みください

令和6年8月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

トレーラの安全な使用及び関係法令改正に係わる研修会の実施について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業推進に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

香川県トラック協会では、一般社団法人日本自動車車体工業会トレーラ部会担当者を講師に迎え標記研修会を開催します。

この研修会は、依然として後を絶たない車輪脱落事故の再発防止のための点検整備の重要性の説明の他、令和4年4月1日施行の新たな特殊車両通行制度である「特殊車両通行確認制度」等、関係の法令改正についての説明もありますので、是非ご参加をよろしくお願い致します。

敬 具

記

1. 開催日時 令和6年9月3日（火）13時15分～16時00分（予定）
2. 開催場所 香川県トラック総合会館 5階会議室
3. 定 員 30名（先着順）
4. 次 第
 - ①トレーラのより安全な使用について（火災防止と車輪脱落防止）
動画「トレーラ火災の原因と防止について」、
「大型車の車輪脱落事故防止に向けた安全啓発ビデオ」
講演「トレーラ火災の原因と防止の為の点検整備の重要性、および車輪脱落原因と脱落防止の為の予防整備について説明」
 - ②新たな特殊車両通行制度である「特殊車両通行確認制度」等、トレーラに係わる最新の関係法令改正内容の紹介とトレーラ輸送による輸送効率向上について
 - ③実車実験動画で見るトレーラの横転抑制装置の有効性
動画「より安全なトレーラをめざして」
講演「エアサストレーラに装着が義務付けになった横転抑制装置の有効性を実車実験動画を用いて紹介」
5. 申込締切 別紙申込書を8月23日（金）までに香ト協へ返信ください。

香川県トラック協会 行
FAX 087-821-4974

トレーラの安全な使用及び関係法令改正に係わる研修会申込書

1. 開催日時 令和6年9月3日（火）13時15分～16時00分（予定）
2. 開催場所 香川県トラック総合会館 5階会議室
3. 申 込 8月23日（金）までをお願いします。

(出席希望者)

会社名			
役 職		氏 名	
役 職		氏 名	
連絡先	() —		

(返信先FAX番号) 087-821-4974

(問合せ先) 一般社団法人香川県トラック協会 管理課 (担当 明石)
電話 (087) 851-6381

令和6年8月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6時間講習・11回）、事故惹起運転者講習会（6回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、都合により各回20名を定員とさせていただきます。

敬 具

※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15時間以上の内、6時間講習で実施しますので、残り9時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は3号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第4号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1. 開催日程

<初任運転者講習会>

第1回 令和6年 4月25日(木)	第8回 令和6年12月 5日(木)
第2回 5月23日(木)	第9回 令和7年 1月30日(木)
第3回 6月 6日(木)	第10回 2月 6日(木)
第4回 7月 4日(木)	第11回 3月27日(木)
第5回 8月29日(木)	
第6回 9月26日(木)	
第7回 10月24日(木)	

<事故惹起運転者講習会>

第1回 令和6年 5月 9日(木)	第5回 令和7年 1月23日(木)
第2回 7月11日(木)	第6回 3月13日(木)
第3回 9月12日(木)	
第4回 11月 7日(木)	

2. 開催時間 9：30～17：00
3. 場 所 四国交通共済会館
4. 受講料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
5. 定 員 20名
6. 申 込 初別紙申込書を四交協へファックス送信ください。
初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。
※事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。
7. 証 明 書 受講修了後、特別指導受講証明書が発行されます。
8. そ の 他 筆記用具を必ずご持参ください。
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加ください。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。予め、ご了承ください。

初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

○初任運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日		✓印 記入欄	開催日	
終了	令和6年	4月25日(木)		令和6年	12月5日(木)
終了		5月23日(木)		令和7年	1月30日(木)
終了		6月6日(木)			2月6日(木)
終了		7月4日(木)			3月27日(木)
		8月29日(木)			
		9月26日(木)			
		10月24日(木)			

○事故惹起運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日		✓印 記入欄	開催日	
終了	令和6年	5月9日(木)		令和7年	1月23日(木)
終了		7月11日(木)			3月13日(木)
		9月12日(木)			
		11月7日(木)			

※開講時間は、9:30～17:00 (各回共通) ※ご希望の講習日にチェック (✓) をお願い致します。

※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

○受講者データ

	ふりがな 氏名	生年月日	
		昭和 平成	年 月 日

○派遣先データ

会社名			
会社住所	〒		
電話番号		FAX番号	
担当者名		役職	

※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX (0877-44-3390) へご送信願います。



横断歩道で歩行者等の発見 一時停止

横断歩道等における歩行者等優先ルール

車両等は、横断歩道等を横断しようとする歩行者または自転車があるときは、当該横断歩道の前で一時停止し、かつ、その歩行者等の通行を妨げないようにしなければならない。 ※横断歩道等…横断歩道または自転車横断帯をいう。

参加チーム募集 3人 1組

募集期間 7月1日(月)～ 8月30日(金)
実施期間 9月1日(日)～12月31日(火)

参加資格

日本の運転免許証(原付のみ可)を持ち、県内に在住または通勤・通学している方

実施内容

- 1)3人1組のチームを編成し、チーム全員が率先して「横断歩道等における歩行者等優先ルール」を遵守し、無事故・無違反を目指してください。
- 2)実施期間終了後、チームの代表者または事業所・団体の代表者あてに参加者の運転記録証明書を送付します。(無事故・無違反の達成チームには達成通知書も併せて送付)
- 3)無事故・無違反を達成したチームの中から、抽選で賞品を贈呈します。(賞品の抽選は令和7年3月の予定です。)

参加費

1チーム3,000円
(1人当たり1,000円 ※運転記録証明書交付手数料670円を含みます。)

啓発グッズ

参加者全員に啓発用マイクロファイバークロス(液晶画面等の拭き取り用)を配布します。

無事故・無違反で豪華賞品をゲット

賞品

1等 30万円分の旅行券

2等 15万円分のAmazonギフト券

3等 県産品カタログギフト

4等 商品券

奨励賞 企業・団体からの協賛品

※[AmazonはAmazon.com, Inc. またはその関連会社の商標です。]

かがわ交通安全活動推進実行委員会

(一財)香川県交通安全協会、香川県安全運転管理連絡協議会、自動車安全運転センター香川県事務所、(一社)香川県トラック協会、(一社)香川県バス協会、香川県タクシー協同組合、香川県交通安全母の会連合会、(公財)香川県老人クラブ連合会、(一社)日本自動車販売協会連合会香川県支部、(一社)香川県自動車整備振興会、香川県中古自動車販売協会、香川県、香川県教育委員会、香川県警察、各市町(順不同)

協賛 アオイ電子(株)、朝日スチール工業(株)、大川自動車(株)、(株)香川銀行、(一社)香川県建設業協会、香川県信用組合、香川県農業協同組合、香川舗道(株)、香川ヤクルト販売(株)、カトーレック(株)、こくみん共済coop香川推進本部、琴参バス(株)、(株)坂出自動車学校、堺屋醤油(株)、JAF香川支部、生活協同組合コープかがわ、セトラスホールディングス(株)、(株)総合開発、高松信用金庫、(株)タダノ、(株)T・D・S高松自動車学校、(一財)阪大微生物病研究会、(株)百十四銀行、(株)フジ、丸善工業(株) (五十音順)

問合せ先

かがわ交通安全活動推進実行委員会事務局(香川県危機管理総局暮らし安全安心課内)

〒760-8570 香川県高松市番町4-1-10 TEL:087-832-3231

詳しくはHP

香川県 歩行者ファーストかがわ



歩行者ファースト **かがわ** 2024 **～目指せ!無事故・無違反～**

1. 参加申込書

<参加申込書(運転記録証明書交付申請書)> **右面の記入例を参考にしてください。**

- (1)参加申込書(運転記録証明書交付申請書)を切り取り、必要事項を記入し、印鑑を押印してください。
※参加申込書(1チーム用)、参加申込書(複数チーム用)は、県ホームページからダウンロードできます。
- (2)同一人物が重複して参加申込はできません。

2. 参加費

(1)郵便局から参加費を払い込む場合 **右面の記入例を参考にしてください。**

郵便局備え付けの「**払込取扱票・振替払込請求書兼受領証(青色)**」に必要事項を記載の上、郵便局窓口またはATMから、**チームの参加費および払込手数料の合計額**を払い込んでください。

例1:参加費3,000円(1チーム分)+払込手数料(窓口203円、ATM 152円)

例2:参加費60,000円(20チーム分)+払込手数料(窓口417円、ATM 366円)

※払込手数料は、5万円未満の場合は例1、5万円以上の場合は例2の手数料が必要です。

※ゆうちょ銀行の一部サービスの料金が新設・改定されていますので、払い込みの際、注意してください。

【払込取扱票・振替払込請求書兼受領証(青色)】の記入事項

- 加入者名** **かがわ交通安全活動推進実行委員会**と記入してください。(振替払込請求書兼受領証にも記入が必要です。)
- 口座番号** **01600-6-69044**と記入してください。(振替払込請求書兼受領証にも記入が必要です。)
- 金額欄** 例1:1チームの場合は、**¥3,000**を記入してください。(振替払込請求書兼受領証にも記入が必要です。)
例2:20チームの場合は、**¥60,000**と記入してください。(振替払込請求書兼受領証にも記入が必要です。)
- 通信欄** 例1:「参加チーム名」、「チームの代表者名」を記入してください。
例2:「事業所・団体の名称」、「参加チーム数」および「代表者名」を記入してください。
- 依頼人欄** **郵便番号、住所および氏名**を記入してください。(振替払込請求書兼受領証には氏名を記入してください。)

(2)受付窓口に直接参加費を持参する場合(土日、祝日を除く。)

- 実行委員会事務局(香川県危機管理総局くらし安全安心課内) 受付時間 8:30~17:15(高松市番町4-1-10 TEL:087-832-3231)
- 一般財団法人香川県交通安全協会 受付時間 9:00~16:00(高松市郷東町142番地1 TEL:087-832-9355)

3. 申込方法

(1)郵送の場合

- ①「参加申込書」および「振替払込請求書兼受領証」(コピー可)を実行委員会事務局に送付してください。**(FAX、メールの申込は不可)**
※払込手数料をATMから払い込んだ場合は、利用明細票(コピー可)を送付してください。
- ②後日、受付票および啓発グッズをチームの代表者または事業所・団体の代表者あてに送付します。
※「参加申込書」に添付した「振替払込請求書兼受領証」は返還できません。

(2)持参の場合

- ①「参加申込書」および「参加費(現金)」を受付窓口に持参してください。
- ②現金領収証を発行し、参加者数分の啓発グッズを配布します。
- ③後日、受付票をチームの代表者または事業所・団体の代表者あてに送付します。

注意事項

(1)参加資格

日本の運転免許証(原付のみ可)を持ち、県内に在住または通勤・通学している方でも、次のいずれかに該当する方は除きます。

- ①長期入院、海外渡航等により実施期間中に実質運転する機会がない方
- ②国際運転免許または仮免許証しか保有していない方
- ③実施期間中に、期間前の交通事故や違反等の事由により運転免許の停止や取消処分を受けることが明らかなる方
- ④高校生は、運転免許取得について学校の許可を受けていない方

(2)失格事由

チームのメンバーのうち1人でも、次のいずれかに該当する場合は、そのチームを失格とします。

- ①実施期間中に運転免許の停止または取消処分を受けた場合
- ②実施期間中に運転免許が失効し、又は運転免許を返納した場合(※参加申込みの際、運転免許がすでに失効している場合も含まれます。)
- ③その他の理由により、運転記録証明書の発行ができない場合

〒760-8570 高松市番町4-1-10
かがわ交通安全活動推進実行委員会事務局 行
(香川県危機管理総局くらし安全安心課内)

←郵送で申込みの際に切取線(点線)で
切り取ってお使いください。

参加申込書(運転記録証明書交付申請書)の記入例

代理授与通知書

令和6年 7 月 5 日

私たち、歩行者ファーストかがわ2024の参加者は、運転記録証明書の交付申請をかがわ交通安全活動推進実行委員会会長に、証明書の受領を下記チーム代表者にそれぞれ委任しましたので通知します。
また、自動車安全運転センターが、実行委員会及び下記チーム代表者に対し、期間中のチームの無事故・無違反の達成チームの結果が通知されることを同意した上で参加します。

参加申込者名簿のとおり、歩行者ファーストかがわ2024に参加を申し込みます。

1. チーム名及び代表者

チーム名称	歩行者ファーストかがわ		チームの名称は15字以内です。
所在地又は住所	(〒760-8570) ※勤務先の所在地を記入された場合は、必ず勤務先の名称も記入してください。 香川県高松市番町4-1-10		
氏名	代表者(香川県危機管理総局くらし安全安心課)		
電話番号	(087)832-3231 (勤務先)・自宅 ※昼間連絡のとれる番号を記入してください。		

※参加者の運転記録証明書(個別封書)は代表者宛にまとめて送付しますので、所在地又は住所欄は正確に記入してください。

2. 参加申込者名簿《必ず3人全員分の記入・押印をお願いします》

整理番号	運転免許証の番号 有効期限	フリガナ 氏名	生年月日	印
1	81000000000000 (西暦)2027年2月20日	カガワ タロウ 香川 太郎	T・S・H 40年1月20日 男・女	香川
2	81111111111111 (西暦)2026年10月25日	カガワ ハナコ 香川 花子	T・S・H 42年9月25日 男・女	香川
3	81222222222222 (西暦)2025年12月12日	カガワ ジロウ 香川 次郎	T・S・H 2年11月12日 男・女	香川

※免許証の有効期限を確認しましょう。 ※免許証に記載された氏名を記入してください。

申請日を記入してください。

郵便物を送付しますので、勤務先の所在地を記入された場合は、必ず勤務先の名称を記入してください。

必ず全員が押印をしてください。

運転免許証の有効期限に注意しましょう。申込み、実施期間内に更新の方は、現在の有効期間を記入し、忘れずに更新してください。



払込取扱票

口座記号・番号はお間違えないよう記入してください。

口座記号	00	口座番号(右詰めで記入)	016006	金額	千:百:十:万:千:百:十:円
			69044	例1: ¥3000	
				例2: ¥6000	

加入者名: かがわ交通安全活動推進実行委員会

例1: 歩行者ファーストかがわ
香川 太郎

例2: 「事業所・団体の名称」
「参加チーム数(例2は20)」
「代表者名」を記入

〒760-8570
香川県高松市番町4-1-10
(香川県危機管理総局くらし安全安心課)
香川 太郎

ご依頼人欄に、おとご・おなまえをご記入ください。
これより下部には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号: 016006

金額: 69044

加入者名: かがわ交通安全活動推進実行委員会

金額: 千:百:十:万:千:百:十:円
例1: ¥3000
例2: ¥6000

おなまえ: 香川 太郎

依頼人: 香川 太郎

料金額: 円

備考

この受領証は、大切に保管してください。

この部分を送付してください。(コピー可)

※ATMで払い込んだ場合は利用明細票を送付してください。(コピー可)

歩行者ファーストかがわ2024～目指せ!無事故・無違反～

参加申込書

(運転記録証明書交付申請書)

自動車安全運転センター 香川県事務所長 殿
参加申込者名簿のとおり証明書の交付申請をします。

(申請者) かがわ交通安全活動推進実行委員会
会 長 大久保 健二
事務局所在地 高松市番町四丁目1番10号
電 話 番 号 (087)832-3231



代理授与通知書

令和6年 月 日

私たち、歩行者ファーストかがわ2024の参加者は、運転記録証明書の交付申請をかがわ交通安全活動推進実行委員会会長に、証明書の受領を下記チーム代表者にそれぞれ委任しましたので通知します。

また、自動車安全運転センターが、実行委員会及び下記チーム代表者に対し、期間中のチームの無事故・無違反の達成チームの結果が通知されることを同意した上で参加します。

参加申込者名簿のとおり、歩行者ファーストかがわ2024に参加を申し込みます。

1. チーム名及び代表者

チーム名称				チームの名称は15字以内です。
代表者	所在地 又は住所地	(〒 -)	※勤務先の所在地を記入された場合は、必ず勤務先の名称も記入してください。	
	氏名	勤務先()		
	電話番号	() -	勤務先 ・ 自宅	※昼間連絡のとれる番号を記入してください。

※参加者の運転記録証明書(個別封書)は代表者あてにまとめて送付しますので、所在地又は住所地欄は正確に記入してください。

2. 参加申込者名簿《必ず3人全員分の記入・押印をお願いします》

整理番号						
No.	運転免許証の番号			フリガナ	生年月日	印
	有効期限			氏名		
1					T・S・H	
	(西暦) 年 月 日				年 月 日	
2					T・S・H	
	(西暦) 年 月 日				年 月 日	
3					T・S・H	
	(西暦) 年 月 日				年 月 日	

※免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

歩行者ファーストかがわ2024 ～目指せ！無事故・無違反～

参加申込書

(運転記録証明書交付申請書)

自動車安全運転センター 香川県事務所長 殿

参加申込者名簿のとおり証明書の交付申請をします。

(申請者) かがわ交通安全活動推進実行委員会
会長 大久保 健二

事務局所在地 高松市番町四丁目1番10号

電話番号 (087) 832-3231



代理授与通知書

令和6年7月5日

私たち、歩行者ファーストかがわ2024の参加者は、運転記録証明書の交付申請をかがわ交通安全活動推進実行委員会会長に、証明書の受領を下記の代表者にそれぞれ委任しましたので通知します。

また、自動車安全運転センターが、実行委員会及び下記代表者に対し、期間中のチームの無事故無違反の達成チームの結果が通知されることを同意した上で参加します。

参加申込者名簿のとおり、歩行者ファーストかがわ2024に参加を申し込みます。

1 チーム名及び代表者

チーム名称	例1：歩行者ファースト株式会社 例2：歩行者ファースト(略称可)、歩行者優先(任意のチーム名も可)	
代表者	所在地	(〒760-8570) 香川県高松市番町4-1-10
	事業所・団体名 役職・氏名	歩行者ファーストかがわ株式会社 代表取締役 香川 太郎
	電話番号	(087) 832-3231 ※昼間連絡のとれる番号を記入してください。

- 参加者の運転記録証明書(個別封書)は代表者あてにまとめて送付します。
- 事業所・団体の代表者や安全運転管理者等の統括責任者名を記入してください。
- チームの名称は事業所・団体の名称(任意の名称や略称可)とし、チームを区別するために、No.1、No.2と付番します。
例1：〇〇〇(株)No.1、〇〇〇(株)No.2…… 例2：歩行者優先No.1、歩行者優先No.2
- 参加申込者名簿が不足する場合は、No.未記入の参加申込者名簿を使用してください。

No. 1	参加申込者名簿<必ず3人全員分の記入・押印をお願いします>												フリガナ	生年月日	印	
整理番号	運転免許証の番号											フリガナ	生年月日	印		
有効期限												氏名	生年月日	印		
1	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	カガワ タロウ	T・S・H	40年1月20日	男・女	印
	2027年(西暦) 2月20日											香川 太郎				
2	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	カガワ ハナコ	T・S・H	42年9月25日	男・女	印
	2026年(西暦) 10月25日											香川 花子				
3	8	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	カガワ ジロウ	T・S・H	2年11月12日	男・女	印
	2025年(西暦) 12月12日											香川 次郎				

※ 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

歩行者ファーストかがわ2024 ～目指せ！無事故・無違反～

参加申込書

(運転記録証明書交付申請書)

自動車安全運転センター 香川県事務所長 殿

参加申込者名簿のとおり証明書の交付申請をします。

(申請者) かがわ交通安全活動推進実行委員会
会長 大久保 健二

事務局所在地 高松市番町四丁目1番10号

電話番号 (087) 832-3231



代理授与通知書

令和6年 月 日

私たち、歩行者ファーストかがわ2024の参加者は、運転記録証明書の交付申請をかがわ交通安全活動推進実行委員会会長に、証明書の受領を下記の代表者にそれぞれ委任しましたので通知します。

また、自動車安全運転センターが、実行委員会及び下記代表者に対し、期間中のチームの無事故・無違反の達成チームの結果が通知されることを同意した上で参加します。

参加申込者名簿のとおり、歩行者ファーストかがわ2024に参加を申し込みます。

1 チーム名及び代表者

チーム名称		
代表者	所在地	(〒 -)
	事業所・団体名 役職・氏名	
	電話番号	() - ※昼間連絡のとれる番号を記入してください。

- 参加者の運転記録証明書(個別封書)は代表者あてにまとめて送付します。
- 事業所・団体の代表者や安全運転管理者等の統括責任者名を記入してください。
- チームの名称は事業所・団体の名称(任意の名称や略称可)とし、チームを区別するために、No.1、No.2と付番します。
例1: ○○○(株)No.1、○○○(株)No.2…… 例2: 歩行者優先No.1、歩行者優先No.2
- 参加申込者名簿が不足する場合は、No.未記入の参加申込者名簿を使用してください。

No. 1	参加申込者名簿<必ず3人全員分の記入・押印をお願いします>											
整理番号	運転免許証の番号						フリガナ			生年月日	印	
有効期限						氏名						
1	年(西暦) 月 日									T・S・H 年 月 日		
	年(西暦) 月 日									男・女		
2	年(西暦) 月 日									T・S・H 年 月 日		
	年(西暦) 月 日									男・女		
3	年(西暦) 月 日									T・S・H 年 月 日		
	年(西暦) 月 日									男・女		

※ 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

No. 2 参加申込者名簿<必ず3人全員分の記入・押印をお願いします>														
整理番号	運転免許証の番号				フリガナ				生年月日	印				
有効期限												氏名		
1	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日	男・女				
	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日					
2	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日	男・女				
	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日					
3	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日	男・女				
	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日					

※ 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

No. 3 参加申込者名簿<必ず3人全員分の記入・押印をお願いします>														
整理番号	運転免許証の番号				フリガナ				生年月日	印				
有効期限												氏名		
1	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日	男・女				
	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日					
2	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日	男・女				
	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日					
3	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日	男・女				
	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日					

※ 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

No. 4 参加申込者名簿<必ず3人全員分の記入・押印をお願いします>														
整理番号	運転免許証の番号				フリガナ				生年月日	印				
有効期限												氏名		
1	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日	男・女				
	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日					
2	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日	男・女				
	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日					
3	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日	男・女				
	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日					

※ 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

No. 5 参加申込者名簿<必ず3人全員分の記入・押印をお願いします>												
整理番号	運転免許証の番号						フリガナ			生年月日	印	
有効期限						氏名						
1	年(西暦) 月 日						T・S・H			年 月 日		
	年(西暦) 月 日									男・女		
2	年(西暦) 月 日						T・S・H			年 月 日		
	年(西暦) 月 日									男・女		
3	年(西暦) 月 日						T・S・H			年 月 日		
	年(西暦) 月 日									男・女		

※ 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

No. 6 参加申込者名簿<必ず3人全員分の記入・押印をお願いします>												
整理番号	運転免許証の番号						フリガナ			生年月日	印	
有効期限						氏名						
1	年(西暦) 月 日						T・S・H			年 月 日		
	年(西暦) 月 日									男・女		
2	年(西暦) 月 日						T・S・H			年 月 日		
	年(西暦) 月 日									男・女		
3	年(西暦) 月 日						T・S・H			年 月 日		
	年(西暦) 月 日									男・女		

※ 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

No. 7 参加申込者名簿<必ず3人全員分の記入・押印をお願いします>												
整理番号	運転免許証の番号						フリガナ			生年月日	印	
有効期限						氏名						
1	年(西暦) 月 日						T・S・H			年 月 日		
	年(西暦) 月 日									男・女		
2	年(西暦) 月 日						T・S・H			年 月 日		
	年(西暦) 月 日									男・女		
3	年(西暦) 月 日						T・S・H			年 月 日		
	年(西暦) 月 日									男・女		

※ 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

No. 8 参加申込者名簿<必ず3人全員分の記入・押印をお願いします>														
整理番号	運転免許証の番号				フリガナ				生年月日	印				
有効期限												氏名		
1	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日	男・女				
	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日					
2	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日	男・女				
	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日					
3	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日	男・女				
	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日					

※ 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

No. 9 参加申込者名簿<必ず3人全員分の記入・押印をお願いします>														
整理番号	運転免許証の番号				フリガナ				生年月日	印				
有効期限												氏名		
1	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日	男・女				
	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日					
2	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日	男・女				
	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日					
3	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日	男・女				
	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日					

※ 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

No.10 参加申込者名簿<必ず3人全員分の記入・押印をお願いします>														
整理番号	運転免許証の番号				フリガナ				生年月日	印				
有効期限												氏名		
1	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日	男・女				
	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日					
2	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日	男・女				
	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日					
3	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日	男・女				
	年(西暦) 月 日								T・S・H 年 月 日					

※ 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

No.11 参加申込者名簿<必ず3人全員分の記入・押印をお願いします>												
整理番号	運転免許証の番号						フリガナ			生年月日	印	
有効期限						氏名						
1	年(西暦) 月 日						T・S・H			年 月 日		
	年(西暦) 月 日						氏名			男・女		
2	年(西暦) 月 日						T・S・H			年 月 日		
	年(西暦) 月 日						氏名			男・女		
3	年(西暦) 月 日						T・S・H			年 月 日		
	年(西暦) 月 日						氏名			男・女		

※ 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

No.12 参加申込者名簿<必ず3人全員分の記入・押印をお願いします>												
整理番号	運転免許証の番号						フリガナ			生年月日	印	
有効期限						氏名						
1	年(西暦) 月 日						T・S・H			年 月 日		
	年(西暦) 月 日						氏名			男・女		
2	年(西暦) 月 日						T・S・H			年 月 日		
	年(西暦) 月 日						氏名			男・女		
3	年(西暦) 月 日						T・S・H			年 月 日		
	年(西暦) 月 日						氏名			男・女		

※ 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

No.13 参加申込者名簿<必ず3人全員分の記入・押印をお願いします>												
整理番号	運転免許証の番号						フリガナ			生年月日	印	
有効期限						氏名						
1	年(西暦) 月 日						T・S・H			年 月 日		
	年(西暦) 月 日						氏名			男・女		
2	年(西暦) 月 日						T・S・H			年 月 日		
	年(西暦) 月 日						氏名			男・女		
3	年(西暦) 月 日						T・S・H			年 月 日		
	年(西暦) 月 日						氏名			男・女		

※ 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

No.14	参加申込者名簿<必ず3人全員分の記入・押印をお願いします>																
整理番号														運転免許証の番号	フリガナ	生年月日	印
	有効期限													氏名			
1																T・S・H 年 月 日	
	年(西暦) 月 日													男・女			
2																T・S・H 年 月 日	
	年(西暦) 月 日													男・女			
3																T・S・H 年 月 日	
	年(西暦) 月 日													男・女			

※ 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

No.15	参加申込者名簿<必ず3人全員分の記入・押印をお願いします>																
整理番号														運転免許証の番号	フリガナ	生年月日	印
	有効期限													氏名			
1																T・S・H 年 月 日	
	年(西暦) 月 日													男・女			
2																T・S・H 年 月 日	
	年(西暦) 月 日													男・女			
3																T・S・H 年 月 日	
	年(西暦) 月 日													男・女			

※ 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

No.16	参加申込者名簿<必ず3人全員分の記入・押印をお願いします>																
整理番号														運転免許証の番号	フリガナ	生年月日	印
	有効期限													氏名			
1																T・S・H 年 月 日	
	年(西暦) 月 日													男・女			
2																T・S・H 年 月 日	
	年(西暦) 月 日													男・女			
3																T・S・H 年 月 日	
	年(西暦) 月 日													男・女			

※ 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

No.	参加申込者名簿<必ず3人全員分の記入・押印をお願いします>																
整理番号														運転免許証の番号	フリガナ	生年月日	印
	有効期限													氏名			
1																T・S・H 年 月 日	
	年(西暦) 月 日													男・女			
2																T・S・H 年 月 日	
	年(西暦) 月 日													男・女			
3																T・S・H 年 月 日	
	年(西暦) 月 日													男・女			

※ 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

No.	参加申込者名簿<必ず3人全員分の記入・押印をお願いします>																
整理番号														運転免許証の番号	フリガナ	生年月日	印
	有効期限													氏名			
1																T・S・H 年 月 日	
	年(西暦) 月 日													男・女			
2																T・S・H 年 月 日	
	年(西暦) 月 日													男・女			
3																T・S・H 年 月 日	
	年(西暦) 月 日													男・女			

※ 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

No.	参加申込者名簿<必ず3人全員分の記入・押印をお願いします>																
整理番号														運転免許証の番号	フリガナ	生年月日	印
	有効期限													氏名			
1																T・S・H 年 月 日	
	年(西暦) 月 日													男・女			
2																T・S・H 年 月 日	
	年(西暦) 月 日													男・女			
3																T・S・H 年 月 日	
	年(西暦) 月 日													男・女			

※ 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

「歩行者ファーストかがわ」推進運動の概要

第1 趣旨

交通ルールでは、「車両等は、横断歩道等を横断しようとする歩行者又は自転車があるときは、当該横断歩道等の前で一時停止し、かつ、その歩行者等の通行を妨げないようにしなければならない。」として、「横断歩道等における歩行者等優先」を定めています。

本県の信号機のない横断歩道における車両の一時停止率は、39.1%（全国ワースト16位 2023 JAF 調査結果）で、前年の26.0%（全国ワースト7位）から大幅に改善されましたが、2023年の全国平均45.1%に対して6.0ポイント下回る結果となっており、依然として全国下位で推移していることを踏まえ、引き続き「横断歩道等における歩行者等の優先」ルールの遵守について、県民総ぐるみで取り組むとともに、無事故・無違反を目指すコンテストを同時に開催し、交通死亡事故の抑止に繋がります。

第2 名称

歩行者ファーストかがわ2024 ～目指せ！無事故・無違反～

第3 主催及び協賛

1 主催

かがわ交通安全活動推進実行委員会の構成団体

（一財）香川県交通安全協会、香川県安全運転管理連絡協議会、自動車安全運転センター香川県事務所、（一社）香川県トラック協会、（一社）香川県バス協会、香川県タクシー協同組合、香川県交通安全母の会連合会、（公財）香川県老人クラブ連合会、（一社）日本自動車販売協会連合会香川県支部、（一社）香川県自動車整備振興会、香川県中古自動車販売協会、香川県、香川県教育委員会、香川県警察、各市町（順不同）

2 協賛

アオイ電子㈱、朝日スチール工業㈱、大川自動車㈱、㈱香川銀行、（一社）香川県建設業協会、香川県信用組合、香川県農業協同組合、香川舗道㈱、香川ヤクルト販売㈱、カトーレック㈱、こくみん共済coop 香川推進本部、琴参バス㈱、㈱坂出自動車学校、堺屋醤油㈱、四国明治㈱、JAF 香川支部、生活協同組合コープかがわ、セトラスホールディングス㈱、㈱総合開発、高松信用金庫、㈱タダノ、㈱T・D・S高松自動車学校、テーブルマーク㈱、（一財）阪大微生物病研究会、㈱百十四銀行、㈱フジ、丸善工業㈱（五十音順）

第4 実施期間

令和6年9月1日（日）から12月31日（火）までの122日間

第5 事業の概要

- 同推進運動の参加者は、交通安全意識を高める観点から、3人1組のチームを編成し、実施期間中、チーム全員が率先して「横断歩道等における歩行者等優先」ルールの遵守し、無事故・無違反を目指してください。
- 実施期間終了後、自動車安全運転センター香川県事務所から、チームの代表者又は事業所・団体の代表者宛に参加者全員の運転記録証明書を送付します。
無事故・無違反の達成チームには、達成通知書も併せて送付します。（期間満了日以前1年間無事故・無違反であった参加者には、その期間に応じて各種割引等の特典が付与された「SDカード」も送付）
- 無事故・無違反を達成したチームの中から抽選により、賞品を贈呈します。

第6 参加者及び募集期間等

1 参加者の資格要件

- (1) 自動車運転免許を取得している方（原付免許のみを取得している方を含まず。）
- (2) 県内に居住し、又は県内に所在する事業所や学校に勤務又は通学をしている方
- (3) (1)及び(2)に該当する者であっても、次のいずれかに該当する方は除きます。
 - ① 長期入院、海外渡航等により実施期間中に実質運転する機会がない方
 - ② 国際運転免許又は仮免許証しか保有していない方
 - ③ 実施期間中に、期間前の交通事故や違反等の事由により運転免許の停止や取消処分を受けることが明らかな方
 - ④ 高校生は、運転免許取得について学校の許可を受けていない方

2 応募対象（チーム編成）

1 チーム3人で編成して応募してください。

3 募集期間等

(1) 募集期間

令和6年7月1日（月）から8月30日（金）までの間

(2) 受付窓口

① 郵送の場合

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3231

香川県交通安全活動推進実行委員会事務局（香川県危機管理総局くらし安全安心課内）

② 持参の場合

- ・ 香川県交通安全活動推進実行委員会（以下「実行委員会」という。）事務局
- ・ 一般財団法人香川県交通安全協会
香川県高松市郷東町142番地1 TEL:087-832-9355

4 参加費

1チーム3,000円（1人あたり1,000円×3人分）

5 申込要領

(1) 募集リーフレットの「参加申込書（運転記録証明書交付申請書）」に必要事項を記載し、参加者3人の印鑑を押印してください。

- ① 「参加申込書」（1チーム用）は、県ホームページからもダウンロードできます。
- ② 事業所・団体単位で一括して申込みされる場合は、「参加申込書」（複数チーム用）を、県ホームページからダウンロードしてください。
- ③ 同一人物が重複して参加申込はできません。

(2) 「参加申込書」を郵送又は持参する。

① 郵送の場合

- ・ 募集リーフレットの記入例を参考に、最寄りの郵便局に備え付けられている「払込取扱票・振替払込請求書兼受領証」に必要事項を記載の上、チームの参加費及び払込手数料の合計額を払い込んでください。

※ 実行委員会事務局に提出された「振替払込請求書兼受領書」は原則として返還できません。

- ・ 上記の「参加申込書」に、郵便振替払込書の「払込取扱票・振替払込請求書兼受領証」（コピー可）を添付してください。

- ・ 実行委員会事務局宛に郵送してください。
- ・ 実行委員会は、参加申込書受理後、チーム代表者又は事業所・団体の代表者に、受付票及び啓発グッズを送付します。

② 持参の場合

- ・ 参加者は、「参加申込書」及び参加費を受付窓口を持参してください。
- ・ 実行委員会は、参加費と引き換えに、現金領収書を発行するとともに、啓発グッズを配布します。後日、受理票をチーム代表者又は事業所・団体の代表者に送付します。

第7 無事故・無違反の確認等

1 達成の定義

チーム全員が、運転記録証明書により、実施期間中に交通事故、交通違反又は行政処分の記録がないことです。

2 無事故・無違反の確認等

- (1) 実施期間終了後、参加申込時の委任事項に基づき、実行委員会が一括して自動車安全運転センター香川県事務所に無事故・無違反の証明申請（運転記録証明書交付申請）を行います。
- (2) 自動車安全運転センター香川県事務所は、申込時の委任事項に基づき、実行委員会に対し無事故・無違反達成状況の確認に必要な資料を提供します。
- (3) 実行委員会は、自動車安全運転センター香川県事務所から提供された上記資料を、無事故・無違反の確認及び交通事故防止のための統計資料のみに活用します。
- (4) 自動車安全運転センター香川県事務所から、チームの代表者又は事業所・団体の代表者宛に参加者全員の運転記録証明書を送付するとともに、無事故・無違反の達成チームには達成通知書も併せて送付します。

第8 賞品の贈呈等

1 賞品の贈呈

(1) 抽選

- ① 無事故・無違反達成チームを対象に、抽選を実施し賞品を贈呈します。
- ② 抽選は実行委員会において行い、抽選結果の発表は、当選チーム名を県ホームページに掲載します。

(2) 賞品の内容

1等賞	旅行券
2等賞	Amazonギフト券
3等賞	県産品カタログギフト
4等賞	商品券

※ その他、企業・団体からの奨励賞を贈呈します。

第9 個人情報保護

本事業において収集した個人情報については、本事業の目的にのみ使用します。

第10 注意事項

1 失格事由

チームのメンバーのうち1人でも、次のいずれかに該当する場合は、そのチームは失格とします。

- (1) 実施期間中に運転免許の停止又は取消処分を受けた場合

(2) 実施期間中に運転免許が失効し、又は運転免許を返納した場合
(※ 参加申込みの際、運転免許がすでに失効している場合も含まれます。)

(3) その他の理由により、運転記録証明書の発行ができない場合

2 参加辞退等

(1) 参加者が死亡、県外転出、長期入院等のやむを得ない事情のため、チーム全員での継続ができない場合は、参加辞退を実行委員会まで申し出ることができます。

ただし、実施期間満了後の辞退は認めません。

(2) 募集期間終了後の参加者の交代は認めません。

3 参加費の返還

参加費は原則として返還しません。ただし、やむを得ない事情により、本事業の参加を辞退する場合は、この限りではありません。

第11 事務局

- 香川県高松市番町四丁目1番10号 香川県危機管理総局くらし安全安心課内
かがわ交通安全活動推進実行委員会事務局 担当
電話 087-832-3231

令和6年7月1日

会員 各位

一般社団法人香川県トラック協会
会長 楠 木 寿 嗣

「歩行者ファーストかがわ2024」への参加案内と参加費助成について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、かがわ交通安全活動推進実行委員会では、「横断歩道等における歩行者等の優先」ルールの遵守について、県民総ぐるみで無事故無違反を目指す「歩行者ファーストかがわ2024」が実施され、香川県トラック協会もこれに協賛いたします。

つきましては、悲惨な交通事故を1件でも多く減らすために会員事業者の皆様からの積極的な参加協力をお願いするとともに、下記のとおり参加費の一部を助成させていただきますのでご案内申し上げます。

敬具

記

1. 「歩行者ファーストかがわ2024」の概要

- 実施内容
- 1) 3人1組のチームを編成し、実施期間中、チーム全員が率先して「横断歩道等における歩行者等の優先ルール」を遵守し、無事故無違反を目指すもの。
 - 2) 実施期間終了後、チームの代表者またはチームの代表者または事業所・団体の代表者あてに参加者全員の運転記録証明書を送付します。
 - 3) 無事故・無違反を達成したチームの中から、抽選で賞品が贈呈されます。

募集期間 令和6年7月1日（月）～8月30日（金）

実施期間 令和6年9月1日（日）～12月31日（火）

申込方法 「参加申込書」および「振替払込請求書兼受領証」（コピー可）を
実行委員会事務局に郵送ください。（持参の場合は別途）

参加費 1チーム3,000円(1人当たり1,000円)

※運転記録証明書交付手数料670円を含む。

2. 「歩行者ファーストかがわ2024」への参加助成概要

I. 助成対象者 香川県トラック協会員事業所所属従業員で編成された全てのチーム

II. 助成額 2,000円/チーム

※参加費3,000円/チームが必要となります。

III. 助成申請期間 令和6年7月1日(月)～9月6日(金)協会必着分まで

IV. 申請方法 かがわ交通安全活動推進実行委員会事務局への申込後、次の書類を香川県トラック協会宛に提出してください。

(助成申請必要書類)

(1) 「歩行者ファーストかがわ2024」参加助成金交付申請書

※香川県トラック協会ホームページよりダウンロードできます。

(2) 参加申込書(運転記録証明書交付申請書)(写)

※リーフレット掲載分をご利用いただくか香川県ならびに香川県トラック協会ホームページよりダウンロードできます。

(3) 参加費が支払ったことが分かる書類

※振替払込請求書兼受領証(写)又は領収書(写)など

V. お問い合わせ先

○「歩行者ファーストかがわ2024」について

かがわ交通安全活動推進実行委員会事務局

(香川県危機管理総局くらし安全安心課内)

電話 087-832-3231

○「歩行者ファーストかがわ2024」参加費助成について

一般社団法人香川県トラック協会

電話 087-851-6381

以上

香ト協
歩行者ファースト参加促進助成
様式1

香ト協 記入欄	確認番号			
	6	香	歩	
)			
	6	香	歩	

受付印

※協会使用欄

(一社)香川県トラック協会長 殿

令和 年 月 日

所在地

会社名

代表者名

印

営業所の名称

「歩行者ファーストかがわ2024」参加助成金交付申請書

1. 助成請求金額(@2,000×チーム数)

助成請求金額 _____ 円

2. チーム数(_____ チーム) ※ チーム名は参加申込書に記載したチーム名を記入すること。

	チ ャ ム 名		チ ャ ム 名
1		11	
2		12	
3		13	
4		14	
5		15	
6		16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	

3. 振込先

振込先金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合			支店
預金種別	普通・当座	口座番号 (右詰め)		
フリガナ				
氏名 (預金口座名義)				

4. 担当者連絡先(申請会員事業者)

フリガナ		TEL	
氏名		FAX	

【添付書類】

- (1) 参加申込書(運転記録証明書交付申請書)(写)
- (2) 振替払込請求書兼受領証(写)もしくは現金領収書(写)

提出期限: 令和6年9月6日(金) 香ト協必着

熱中症を防ごう!

暑さに慣れる ▶ 早く汗が出る ▶ 体温上昇STOP

予防には『暑熱順化』スイッチ ON

Q. 身体が暑さに慣れていないと
気温が高くない時期でも熱中症になるってホント?

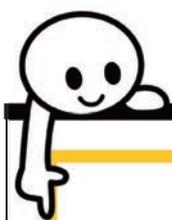
知りたい方は、下記ガイド p42 参照

中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業員向け
働く人の今すぐ使える **熱中症ガイド**



<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

職場における熱中症予防



働く人の
今すぐ使える
熱中症ガイド



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

目次

01 熱中症から命を守る P4	05 熱中症の基礎知識 P56
1. 職場で熱中症になった人	1. 熱中症の原因と発生しやすい職場の条件
2. いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え	2. 暑さ指数 (WBGT)
3. 熱中症の症状と重症度分類	3. 高年齢や持病がある作業員への配慮
4. 現場で作業員が倒れたときの「命を救う行動」と「あやまった行動」	4. STOP! 熱中症クールワークキャンペーン
5. 熱中症「応急手当」カード (携帯用)	5. 多言語リーフレット
02 危ない状況と対策 P12	6. もっと詳しく知りたい方へ
1. 建設現場 (屋外) 構	06 事業主、安全・衛生管理担当者の方へ P63
2. 製造現場 (屋内) 構	1. 関係法令・関係指針・要綱
3. その他現場 構	2. 補助金・助成金
03 予防法 P30	3. 講習用スライド/スライドショー動画
1. 3つの注意点 (前日/仕事前/仕事中)	07 まとめ P87
2. 暑熱順化 (暑さに慣れる)	1. 熱中症の見分け方と応急手当
3. 休憩時間について	2. 予防には『暑熱順化』
4. 予防対策グッズの使用	3. 水分補給と休憩
04 取組例 P47	4. 注意点

熱中症を防ぐ3つの注意点

①前日のチェック	<input checked="" type="checkbox"/> 仕事前日の飲酒は控えめに
	<input checked="" type="checkbox"/> ぐっすり眠る
	<input checked="" type="checkbox"/> 熱中症警戒アラートの確認
②仕事前のチェック	<input checked="" type="checkbox"/> よく眠れたか
	<input checked="" type="checkbox"/> 食事をしたか
	<input checked="" type="checkbox"/> 体調は良いか
	<input checked="" type="checkbox"/> 二日酔いしていないか
	<input checked="" type="checkbox"/> 熱中症警戒アラートの確認
③仕事中のチェック	<input checked="" type="checkbox"/> 単独作業を避け、声をかけ合う
	<input checked="" type="checkbox"/> 監督者は現場パトロール
	<input checked="" type="checkbox"/> 水分・塩分の補給
	<input checked="" type="checkbox"/> こまめに休憩



熱中症の見分け方と『命を救う』応急手当

いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え

すぐに**119**番



作業着を脱がせ
水をかけ全身を

急速冷却





自分で
できる



7



つのこと

1

熱中症を正しく知ろう

1-1

(管理者編)



動画はQRから

1-2

(作業員編)



動画はQRから

2

応急手当と
水道水散布法



動画はQRから

3

暑さ指数の活用

3-1

測定
(管理者編)



動画はQRから

3-2

確認
(作業員編)



動画はQRから

4

暑熱順化



動画はQRから

5

水分塩分
同時補給



動画はQRから

6

プレクーリング



動画はQRから

7

健康管理



動画はQRから



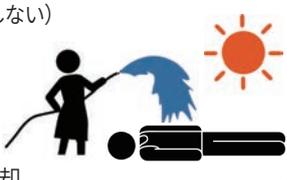
1 熱中症を正しく知ろう

- 体内に身体に熱がこもって、体温が上がって、熱中症になる
熱中症になる要因は、
 - 「蒸し暑さ」
 - 「暑さに慣れていない」
 - 「水分・塩分の不足」
 - 「長時間連続作業」
 対策として、以下の②～⑦を適切に講じてください



2 応急手当と水道水散布法

- I度(軽度)** 意識ははっきりしているが、めまい・立ちくらみ等の症状
→冷所に移動して安静にし、身体を冷やし、水分と塩分を補給(1人にしない)
- II度(中等度)** 頭痛や吐き気、だるい等の症状
→医療機関を受診(状況のよくわかる人が医療機関に同行)
- III度(重症)** 意識障害、けいれん発作、高体温等の症状
→救急車を要請
救急車が到着するまで、作業着を脱がせ、水をかけて身体を冷却



3 暑さ指数の活用

- 暑さ指数:総合的に蒸し暑さを表すもの
- 暑さ指数を活用するための4つのステップ
 - 暑さ指数の測定
 - 着用している作業着などを考慮して測定値を補正
 - 危険度を確認して対策
 - 作業着への周知

31~33	危険
28~31	嚴重警戒
25~28	警戒
21~25	注意

4 暑熱順化

- 暑熱順化:夏の暑さに身体を慣らすこと
入職したての人、長期休暇あけの人は、要注意
 - 暑さに体が慣れても**数日間職場を離れると効果は消滅**
 - 運動や入浴などで汗をかいて暑熱順化することもできる



5 水分塩分同時補給

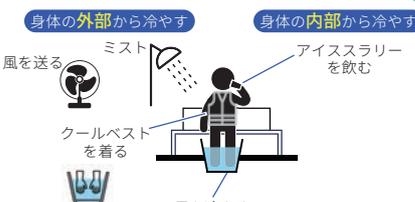
- 水分と塩分は同時に補給
のどが渴いたと思ったら、すでに脱水状態が始まっていることがある
- のどが渴く前に、仕事の合間に、こまめに水分を補給することが大切

脱水症セルフチェック



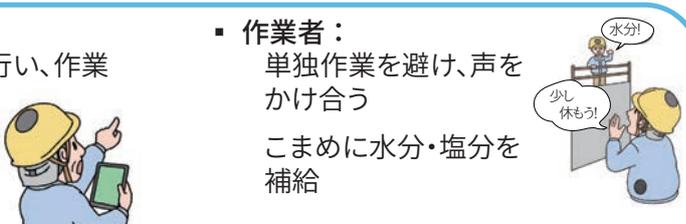
6 プレクーリング

- あらかじめ体温を下げておき、作業中に体温が上がるのを緩やかにする
プレクーリングの方法は以下の2つ
 - 身体の外側から冷やす方法
 - 内部から冷やす方法



7 健康管理

- 管理者:** 現場パトロールを行い、作業員に声をかけ、健康状態を確認
- 作業着:** 単独作業を避け、声をかけ合う
こまめに水分・塩分を補給



参考リンク先

学ぼう! 備えよう! 職場の仲間を守ろう!
職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



(R6.4)

大会宣言

昨年の県下の労働災害の死亡者は四人と、前年の六人に比べて二人減少し過去最少となったが、本年においては六月末現在、既に七人と誠に憂慮しがたい状況となっている。休業四日以上
の死傷者数は、新型コロナウイルス感染症へのり患を除くと昨
年は一二二人となり、平成二八年以降増加したまま高止まり
の状態が続いている。

また、労働者の健康をめぐる状況では、長時間・過重労働を
原因とする脳・心臓疾患や仕事によるストレスを原因とする精
神障害の防止、並びに、熱中症、腰痛、じん肺、石綿などの職
業性疾病の予防対策に加え、新たな化学物質等による健康障害
防止対策も必要となっている。

かかる状況をうけ、第一四次労働災害防止計画の二年目とし
て、さらなる死亡災害の撲滅、増加している労働災害の減少に
向けた取組が求められるところである。

そのためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や
注文者のほか、労働者等の関係者が、安全衛生対策について自
身の責任を認識し、真摯に取り組むことが必要であり、また安
全衛生対策に積極的に取り組む事業者等が社会的に評価される
環境を熟成することが重要である。

働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれることは断
じてあってはならず、我々は、本大会において、労働者の安全
と健康が全てに優先するとの決意を新たにするとともに、関係
者が一丸となって取り組み、誰もが安全・安心に働くことがで
きる職場環境を形成するよう、全力を尽くすことをここに誓う。

右、宣言する。

令和六年七月三日

令和六年度 香川産業安全衛生大会

基発 0612 第 23 号
令和 6 年 6 月 12 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

電気自動車の整備の業務等に係る特別教育に係る労働安全衛生規則等
の改正について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 95 号）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 213 号）が令和 6 年 6 月 3 日にそれぞれ公布又は告示され、令和 6 年 10 月 1 日から施行又は適用することとしており、その施行又は適用につき別添のとおり都道府県労働局長あて通知しております。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、会員事業場等に対する本改正内容等の周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

基発 0612 第 22 号
令和 6 年 6 月 12 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

電気自動車の整備の業務等に係る特別教育に係る労働安全衛生規則等
の改正について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 95 号。以下「改正省令」という。）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 213 号。以下「改正告示」という。）が令和 6 年 6 月 3 日にそれぞれ公布又は告示され、令和 6 年 10 月 1 日から施行又は適用することとされたところであるが、その趣旨、内容等は下記のとおりであるので、関係者に対する周知を図るとともに、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正省令及び改正告示の趣旨

今回の改正は、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 36 条第 4 号の 2 及び安全衛生特別教育規程（昭和 47 年労働省告示第 92 号。以下「規程」という。）第 6 条の 2 に基づく「電気自動車等の整備の業務に係る特別教育」について、昨今の電気自動車等（ハイブリッド車を含む駆動用の高電圧の蓄電池を搭載する自動車をいう。以下同じ。）を巡る状況を踏まえ、「電気自動車等の整備業務に必要な特別教育のあり方に関する検討会」報告書（令和 6 年 3 月 25 日公表）に基づき、当該特別教育の対象となる電気自動車等が内蔵する蓄電池の電圧に係る省令上の規定の改正を行い、またこれに伴う特別教育の内容の適正化等を図ることとしたものである。

2 改正の要点

(1) 労働安全衛生規則の一部改正

安衛則 36 条第 4 号の 2 において特別教育が必要とされている業務について、低電圧の蓄電池を内蔵する自動車のみが対象となっていたところ、当該蓄電池の電圧に係る上限を廃止したこと。

(2) 安全衛生特別教育規程の一部改正

規程第6条の2第2項において規定する学科教育の科目及び範囲について、次のとおり改めたこと。

- ア 学科教育の科目のうち、「低圧の電気に関する基礎知識」、「低圧の電気装置に関する基礎知識」及び「低圧用の安全作業用具に関する基礎知識」を、それぞれ「電気に関する基礎知識」、「電気装置に関する基礎知識」及び「安全作業用具に関する基礎知識」に改めたこと。
- イ 学科教育の科目のうち、「電気に関する基礎知識」の教育範囲である「低圧の電気の危険性」を、「電気の危険性」に改めたこと。
- ウ 学科教育の科目のうち、「安全作業用具に関する基礎知識」の教育範囲に、「絶縁用防具」も含めたこと。
- エ 学科教育の科目のうち、「自動車の整備作業の方法」の教育範囲である「サービスプラグの取扱いの方法」を「停電の方法」に改めたこと。

3 細部事項

- (1) 学科教育の科目「電気に関する基礎知識」の教育範囲「電気の危険性」については、労働者が高圧の蓄電池を内蔵する電気自動車等の整備を行うにあたり、適切な手順を踏まない場合に生じうる危険についての知識を持たせるため、低圧の電気の危険性に加えて高圧の電気の危険性に係る内容も含むものとする。あわせて「電気絶縁」について、保護具等に使用される絶縁材料について、一般に高圧領域においては絶縁が破壊される可能性もあるという電気や材料の性質についても含まれる必要があること。
- (2) 学科教育の科目「安全作業用具に関する基礎知識」の教育範囲「絶縁用保護具、絶縁用防具、絶縁工具及び絶縁テープ」のうち「絶縁用保護具」の内容については、電気自動車等の電路を停電させる操作等を行うにあたって適切な耐電圧性能を有するものを選択する必要があることが含まれること。また、今回の改正により追加された「絶縁用防具」には絶縁シートが含まれること。
- (3) 学科教育の科目「自動車の整備作業の方法」の教育範囲「停電の方法」の内容については、高電圧の充電電路の停電のための操作として、電気自動車等の種類に応じてサービスプラグの操作以外の方法もあること及び適切な手順により停電させるべきことが含まれること。

4 経過措置等

- (1) 改正省令の施行日以後に、次に掲げる労働者を引き続き対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務に就かせる場合

には、改正告示による改正後の特別教育を実施することを要しないこと。
ア 改正省令の施行日前に、改正告示による改正前の安全衛生特別教育規程（以下「旧規程」という。）第6条の2に規定する特別教育を実施した労働者

イ 労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第33号）附則第2条により、旧規程第6条の2に規定する特別教育を実施することを要しないこととされている労働者

ウ 労働安全衛生規則第37条の規定に基づき、旧規程第6条の2に規定する特別教育の科目の全部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者

(2) 改正省令の施行日以後に、(1)アからウまでに該当する労働者を対地電圧が50ボルトを超える高圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務に就かせる場合には、改正告示によって教育範囲に追加される事項について、追加的に教育が実施されている必要があること。

もとより、改正告示による改正後の安全衛生特別教育規程第6条の2に規定する特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると事業者が認める労働者については、労働安全衛生規則第37条の規定に基づき、当該科目についての特別教育を省略することができること。

5 関係通達の一部改正

本改正を踏まえた特別教育が引き続き適切に実施されるよう、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」（令和元年8月8日付け基発0808第1号）の一部を別紙1のとおり改正する。なお改正後の当該通達は別紙2のとおりである。

6 添付資料

参考資料 官報公示文

(別紙1) 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」の一部改正 (新旧対照表)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">基発0808第1号 令和元年8月8日 <u>一部改正 基発0612第22号</u> <u>令和6年6月12日</u></p> <p style="text-align: center;">労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について</p> <p>労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第33号。以下「令和元年改正省令」という。）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第83号。以下「令和元年改正告示」という。）が、令和元年8月8日にそれぞれ公布又は告示され、令和元年10月1日から施行又は適用されたところである。また、<u>労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第95号。以下「令和6年改正省令」という。）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第213号。以下「令和6年改正告示」という。）が令和6年6月3日にそれぞれ公布又は告示され、令和6年10月1日から施行又は適用することとされたところである。</u></p> <p><u>これらの改正省令及び改正告示の趣旨及び細部の取扱い</u>については下記のとおりであるので、関係事業者に対する周知を図るとともに、その施行に遺漏なきを期されたい。</p> <p>1 趣旨 近年普及が進む対地電圧が50ボルトを超える蓄電池を内蔵す</p>	<p style="text-align: right;">基発0808第1号 令和元年8月8日</p> <p style="text-align: center;">労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について</p> <p>労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第33号。以下「改正省令」という。）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第83号。以下「改正告示」という。）が、令和元年8月8日にそれぞれ公布又は告示され、令和元年10月1日から施行又は適用することとされたところである。</p> <p>改正省令及び改正告示の趣旨及び内容については、下記のとおりであるので、関係事業者に対する周知を図るとともに、その施行に遺漏なきを期されたい。</p> <p>1 趣旨・目的 対地電圧が50ボルトを超える<u>低圧</u>の蓄電池を内蔵する自動車</p>

る自動車（以下「電気自動車等」という。）の整備の業務に労働者を就かせる際に、電気等による労働災害を防止するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項の規定に基づき当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育（以下「特別教育」という。）を規定するものである。

(削除)

（以下「電気自動車等」という。）の整備の業務は低圧の電気取扱業務に含まれることから、事業者は、電気自動車等の整備の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者の電気による危険を防止するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項の規定に基づき、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第36条第4号で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育（以下「特別教育」という。）を実施することが義務付けられている。また、当該特別教育は、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）第6条に定められた科目（範囲）及び時間により実施されている。

一方で、電気自動車等には低圧の電気取扱業務において一般に取り扱われる配電設備又は変電設備が搭載されていないこと並びに電気自動車等の整備の業務を行うに当たっては電気自動車等に特有の構造及び整備方法について習得している必要があることから、厚生労働省では、「電気自動車等の整備業務に必要な特別教育のあり方に関する検討会」を開催し、その報告書（平成31年4月26日公表。以下「報告書」という。）をとりまとめた。今般、報告書に基づき、電気自動車等の整備業務に係る作業の実態を踏まえた上で、電気による労働災害を防止する観点から、当該業務に従事しようとする労働者に必要な知識及び技能を習得させるための特別教育として、電気自動車等の整備業務を低圧の電気取扱業務から分離して新たに規定するものである。

2 改正の要点

(1) 改正省令関係

特別教育の対象業務として、電気自動車等の整備業務を規

2 細部事項

(1) 対象の自動車

対地電圧が50ボルトを超える蓄電池を内蔵する自動車には、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車（内燃機関を有さないもの）、燃料電池自動車、バッテリー式のフォークリフト等の車両系荷役運搬機械及びバッテリー式のドラグ・ショベル等の車両系建設機械が含まれること。

(2) 学科教育の科目の範囲

ア 「電気装置に関する基礎知識」の「配線」には、駆動用蓄電池（バッテリー）から駆動用原動機（モーター）、12ボルトバッテリー等からエアコン等への配線（サービスプラグ等を含む。）が含まれること。

イ 「電気装置に関する基礎知識」の「電気絶縁」には、絶縁が破壊される可能性もあるという電気や材料の性質が含まれること。

ウ 「電気装置に関する基礎知識」の「駆動用蓄電池及び充電器」には、蓄電池（バッテリー）内部の電解液等の化学物質の知識が含まれること。

定すること。

また、従来から特別教育の対象業務とされている低圧の電気取扱業務の範囲から、電気自動車等の整備業務を除くこと

(2) 改正告示関係

電気自動車等の整備業務に係る特別教育の実施について必要な事項として、学科教育及び実技教育の科目、範囲及び時間を規定したこと。

3 細部事項

(1) 対象の自動車

対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車には、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車（内燃機関を有さないもの）、燃料電池自動車、バッテリー式のフォークリフト等の車両系荷役運搬機械及びバッテリー式のドラグ・ショベル等の車両系建設機械が含まれること。

(2) 学科教育の科目の範囲

ア 「低圧の電気装置に関する基礎知識」の「配線」には、駆動用蓄電池（バッテリー）から駆動用原動機（モーター）、12ボルトバッテリー等からエアコン等への配線（サービスプラグを含む）が含まれる。

（新設）

イ 「低圧の電気装置に関する基礎知識」の「駆動用蓄電池及び充電器」には、蓄電池（バッテリー）内部の電解液等の化学物質の知識が含まれる。

エ 「安全作業用具に関する基礎知識」の「絶縁用保護具」には、絶縁手袋、絶縁用靴が含まれること。また、絶縁用保護具については、必要な知識として、電気自動車等の電路を停電させる操作等を行うにあたって適切な耐電圧性能を有するものを選択する必要があることが含まれること。

おって、「絶縁用防具」には絶縁シートが含まれること。

オ 「安全作業用具に関する基礎知識」の「検電器」には、サーキットテスター、絶縁抵抗計が含まれること。

カ 「安全作業用具に関する基礎知識」の「その他の安全作業用具」には、保護眼鏡が含まれること。

キ 「自動車の整備作業の方法」の「充電電路の保護」には、配線の絶縁処理が含まれること。

ク 「自動車の整備作業の方法」の「作業者の絶縁保護」には、絶縁用保護具、絶縁工具等の使用が含まれること。

ケ 「自動車の整備作業の方法」の「停電の方法」には、サービスプラグの取扱いの方法（サービスプラグの取外し、取付け、管理）のほか、車体の構造に応じたサービスプラグの取外し以外による高電圧の充電電路の停電のための操作が含まれること。

コ 「自動車の整備作業の方法」の「停電電路に対する措置」には、残留電荷の確実な放電が含まれること。

(3) 実技教育の科目の範囲

「安衛則第三十六条第四号の二の自動車の整備作業の方法」には、絶縁用保護具等の使用、停電のための操作等が含まれること。

(4) 科目の省略等

ウ 「低圧用の安全作業用具に関する基礎知識」の「絶縁用保護具」には、絶縁手袋、絶縁用靴が含まれる。

エ 「低圧用の安全作業用具に関する基礎知識」の「検電器」には、サーキットテスター、絶縁抵抗計が含まれる。

オ 「低圧用の安全作業用具に関する基礎知識」の「その他の安全作業用具」には、保護眼鏡が含まれる。

カ 「自動車の整備作業の方法」の「充電電路の保護」には、配線の絶縁処理が含まれる。

キ 「自動車の整備作業の方法」の「作業者の絶縁保護」には、絶縁用保護具、絶縁工具等の使用が含まれる。

ク 「自動車の整備作業の方法」の「サービスプラグの取扱いの方法」には、サービスプラグの取外し、取付け、管理が含まれる。

ケ 「自動車の整備作業の方法」の「停電電路に対する措置」には、残留電荷の確実な放電が含まれる。

(3) 実技教育の科目の範囲

「安衛則第三十六条第四号の二の自動車の整備作業の方法」には、絶縁用保護具等の使用、サービスプラグの取外し、取付け、管理が含まれる。

(4) 科目の省略

電気自動車等の整備業務に係る特別教育については、令和6年改正告示による改正後の安全衛生特別教育規程第6条の2に定める学科教育及び実技教育により行うこと。

安衛則第37条の規定により、特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができること。特に、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）に基づく次の技能検定に合格した者であって、業務に必要な教育又は研修の受講歴等から電気の危険性に関する基礎知識を有していると認められるものは、学科教育の科目のうち「電気に関する基礎知識」について十分な知識を有していると認められる者として取り扱うことができること。

- ① 一級大型自動車整備士
- ② 一級小型自動車整備士
- ③ 一級二輪自動車整備士
- ④ 二級ガソリン自動車整備士
- ⑤ 二級ジーゼル自動車整備士
- ⑥ 二級自動車シャシ整備士
- ⑦ 二級二輪自動車整備士
- ⑧ 三級自動車シャシ整備士
- ⑨ 三級自動車ガソリン・エンジン整備士
- ⑩ 三級自動車ジーゼル・エンジン整備士
- ⑪ 三級二輪自動車整備士

電気自動車等の整備業務に係る特別教育については、改正告示による改正後の安全衛生特別教育規程（以下「新規程」という。）第6条の2に定める学科教育及び実技教育により行うこと。

安衛則第37条の規定により、特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができることから、同条の規定に基づき次のとおり特別教育を省略することができること。

ア 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）に基づく次の技能検定に合格した者であって、業務に必要な教育又は研修の受講歴等から低圧の電気の危険性に関する基礎知識を有していると認められるもの（以下、「電気の基礎知識を有する自動車整備士」という。）は、学科教育の科目のうち「低圧の電気に関する基礎知識」について十分な知識を有していると認められる者として取り扱うことができること

- 1 一級大型自動車整備士
- 2 一級小型自動車整備士
- 3 一級二輪自動車整備士
- 4 二級ガソリン自動車整備士
- 5 二級ジーゼル自動車整備士
- 6 二級自動車シャシ整備士
- 7 二級二輪自動車整備士
- 8 三級自動車シャシ整備士
- 9 三級自動車ガソリン・エンジン整備士
- 10 三級自動車ジーゼル・エンジン整備士
- 11 三級二輪自動車整備士

⑫ 自動車電気装置整備士

(5) (略)

3 経過措置等

(1) 令和6年改正告示の施行日前に、令和6年改正告示による改正後の安全衛生特別教育規程第6条の2に規定する電気自動車等の整備業務に係る特別教育の全部又は一部の科目に相当する教育(安全衛生特別教育規程第5条及び第6条並びに令和6年改正告示による改正前の安全衛生特別教育規程第6条の2の規定による特別教育等)を受けた者については、安衛則第37条の規定に基づき、当該受講した科目を省略できること。

(2) 令和元年改正告示の施行日前に、令和元年改正告示による改正前の安全衛生特別教育規程第6条に規定する特別教育を受講した者については、令和元年改正省令附則第2条に基づき、令和元年改正告示による改正後の安全衛生特別教育規程第6条の2に規定する特別教育を受講することを要しないこととしていたこと。

(削除)

12 自動車電気装置整備士

(5) (略)

4 経過措置等

(1) 施行日より前に、新規程第6条の2に規定する電気自動車等の整備業務に係る特別教育の全部又は一部の科目に相当する教育を受けた者については、安衛則第37条の規定に基づき、当該受講した科目を省略できること。

(2) 施行日より前に、改正告示による改正前の安全衛生特別教育規程(以下「旧規程」という。)第6条に規定する特別教育を受講した者については、改正省令附則第2条に基づき、新規程第6条の2に規定する特別教育を受講することを要しないこと。

(3) 3(4)アのとおり、電気の基礎知識を有する自動車整備士は、「低圧の電気に関する基礎知識」を有していると認められることから、旧規程第6条に規定する特別教育についても、安衛則第37条の規定に基づき当該科目を省略することができるものとして差し支えないこと。

即ち、事業者が必要な知識及び技能を有していると認める者については、安衛則第37条の規定に基づき、特別教育の科目の全部または一部の省略が可能であるが、個別の労働者の知識及び技能を確認のうえ、判断すること。

(別紙2)

基発 0808 第 1 号
令和元年 8 月 8 日
一部改正 基発 0612 第 22 号
令和 6 年 6 月 12 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 33 号。以下「令和元年改正省令」という。）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第 83 号。以下「令和元年改正告示」という。）が、令和元年 8 月 8 日にそれぞれ公布又は告示され、令和元年 10 月 1 日から施行又は適用されたところである。また、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 95 号。以下「令和 6 年改正省令」という。）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 213 号。以下「令和 6 年改正告示」という。）が令和 6 年 6 月 3 日にそれぞれ公布又は告示され、令和 6 年 10 月 1 日から施行又は適用することとされたところである。

これらの改正省令及び改正告示の趣旨及び細部の取扱いについては下記のとおりであるので、関係事業者に対する周知を図るとともに、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

1 趣旨

近年普及が進む対地電圧が 50 ボルトを超える蓄電池を内蔵する自動車（以下「電気自動車等」という。）の整備の業務に労働者を就かせる際に、電気による労働災害を防止するため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 59 条第 3 項の規定に基づく当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育（以下「特別教育」という。）を規定するものである。

2 細部事項

(1) 対象の自動車

対地電圧が 50 ボルトを超える蓄電池を内蔵する自動車には、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車（内燃機関を有さないもの）、燃料電池自動車、バッテリー式のフォークリフト等の車両系荷役運搬機械及びバッテリー式のドラグ・ショベル等の車両系建設機械が含まれること。

(2) 学科教育の科目の範囲

ア 「電気装置に関する基礎知識」の「配線」には、駆動用蓄電池（バッテリー）から駆動用原動機（モーター）、12 ボルトバッテリー等からエアコン等への配線（サービスプラグ等を含む。）が含まれること。

イ 「電気装置に関する基礎知識」の「電気絶縁」には、絶縁が破壊される可能性もあるという電気や材料の性質が含まれること。

ウ 「電気装置に関する基礎知識」の「駆動用蓄電池及び充電器」には、蓄電池（バッテリー）内部の電解液等の化学物質の知識が含まれること。

エ 「安全作業用具に関する基礎知識」の「絶縁用保護具」には、絶縁手袋、絶縁用靴が含まれること。また、絶縁用保護具については、必要な知識として、電気自動車等の電路を停電させる操作等を行うにあたって適切な耐電圧性能を有するものを選択する必要があることが含まれること。

おって、「絶縁用防具」には絶縁シートが含まれること。

オ 「安全作業用具に関する基礎知識」の「検電器」には、サーキットテスター、絶縁抵抗計が含まれること。

カ 「安全作業用具に関する基礎知識」の「その他の安全作業用具」には、保護眼鏡が含まれること。

キ 「自動車の整備作業の方法」の「充電電路の保護」には、配線の絶縁処理が含まれること。

ク 「自動車の整備作業の方法」の「作業者の絶縁保護」には、絶縁用保護具、絶縁工具等の使用が含まれること。

ケ 「自動車の整備作業の方法」の「停電の方法」には、サービスプラグの取扱いの方法（サービスプラグの取外し、取付け、管理）のほか、車体の構造に応じたサービスプラグの取外し以外による高電圧の充電電路の停電のための操作が含まれること。

コ 「自動車の整備作業の方法」の「停電電路に対する措置」には、残留電荷の確実な放電が含まれること。

(3) 実技教育の科目の範囲

「安衛則第三十六条第四号の二の自動車の整備作業の方法」には、絶縁用保護具等の使用、停電のための操作等が含まれること。

(4) 科目の省略等

電気自動車等の整備業務に係る特別教育については、令和6年改正告示による改正後の安全衛生特別教育規程第6条の2に定める学科教育及び実技教育により行うこと。

安衛則第37条の規定により、特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができること。特に、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）に基づく次の技能検定に合格した者であって、業務に必要な教育又は研修の受講歴等から電気の危険性に関する基礎知識を有していると認められるものは、学科教育の科目のうち「電気に関する基礎知識」について十分な知識を有していると認められる者として取り扱うことができること。

- ① 一級大型自動車整備士
- ② 一級小型自動車整備士
- ③ 一級二輪自動車整備士
- ④ 二級ガソリン自動車整備士
- ⑤ 二級ディーゼル自動車整備士
- ⑥ 二級自動車シャシ整備士
- ⑦ 二級二輪自動車整備士
- ⑧ 三級自動車シャシ整備士
- ⑨ 三級自動車ガソリン・エンジン整備士
- ⑩ 三級自動車ディーゼル・エンジン整備士
- ⑪ 三級二輪自動車整備士
- ⑫ 自動車電気装置整備士

(5) 特別教育の講師

特別教育の講師についての資格要件は定めていないが、学科及び実技の科目について十分な知識、経験等を有する者でなければならないこと。

3 経過措置等

- (1) 令和6年改正告示の施行日前に、令和6年改正告示による改正後の安全衛生特別教育規程第6条の2に規定する電気自動車等の整備業務に係る特別教育の全部又は一部の科目に相当する教育（安全衛生特別教育規程第5条及び第6条並びに令和6年改正告示による改正前の安全衛生特別教育規程第6条の2の規定による特別教育等）を受けた者については、安衛則第37条の規定に基づき、当該受講した科目を省略できること。
- (2) 令和元年改正告示の施行日前に、令和元年改正告示による改正前の安

全衛生特別教育規程第6条に規定する特別教育を受講した者については、令和元年改正省令附則第2条に基づき、令和元年改正告示による改正後の安全衛生特別教育規程第6条の2に規定する特別教育を受講することを要しないこととしていたこと。

○厚生労働省令第九十五号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十九条第三項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月三日

厚生労働大臣 武見 敏三

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（特別教育を必要とする業務）</p> <p>第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。</p> <p>一 一 四（略）</p> <p>四の二 対地電圧が五十ボルトを超える蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務</p> <p>五 五 四十一（略）</p>	<p>（特別教育を必要とする業務）</p> <p>第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。</p> <p>一 一 四（略）</p> <p>四の二 対地電圧が五十ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務</p> <p>五 五 四十一（略）</p>

附 則

この省令は、令和六年十月一日から施行する。

○厚生労働省告示第二百十三号
 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十九条の規定に基づき、安全衛生特別教育規程（昭和四十七年労働省告示第九十二号）の一部を次の表のように改正し、令和六年十月一日から適用する。ただし、事業者は、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第九十五号）による改正前の労働安全衛生規則第三十六条第四号の二に掲げる業務に、この告示による改正前の安全衛生特別教育規程第六条の二の規定による特別教育を受けた者を就かせるときは、この告示による改正後の安全衛生特別教育規程第六条の二の規定にかかわらず、同条の規定による特別教育を行うことを要しない。

令和六年六月三日

厚生労働大臣 武見 敬三

（傍線部分は改正部分）

改正後

（電気自動車等の整備の業務に係る特別教育）

第六条の二（略）

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
電気に関する基礎知識	電気の危険性 短絡 漏電 接地 電気絶縁	(略)
電気装置に関する基礎知識	(略)	(略)

改正前

（電気自動車等の整備の業務に係る特別教育）

第六条の二（略）

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
低圧の電気に関する基礎知識	低圧の電気の危険性 短絡 漏電 接地 電気絶縁	(略)
低圧の電気装置に関する基礎知識	(略)	(略)

3 (略)	(略)	安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具、絶縁用具、絶縁テープ及び絶縁テープ 検電器 その他の安全作業用具 管理	(略)
(略)	(略)	自動車の整備作業の方法	充電電路の防護 作業者の絶縁保護 停電の方法 停電 電路に対する措置 作業管理 救急処置 災害防止	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

3 (略)	(略)	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具、絶縁用具及び絶縁テープ 検電器 その 他の安全作業用具 管理	(略)
(略)	(略)	自動車の整備作業の方法	充電電路の防護 作業者の絶縁保護 サージプラグの 取扱いの方法 停電電路に対する措置 作業管理 救急 処置 災害防止	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

死亡労働災害多発緊急警報の発出に伴う緊急要請

香川県内における労働災害の発生件数は、労使の皆様をはじめ、関係各位の御尽力により長期的には着実に減少し、特に昨年の死亡者数は、統計史上過去最少となる4件でした。しかしながら、令和6年における香川労働局管内の死亡労働災害は、令和6年6月6日に発生した死亡労働災害によって7人となり、極めて憂慮すべき状況となっています。

事故の型別でみると、「墜落・転落」が3人、「転倒」、「はさまれ・巻き込まれ」、「激突され」、「切れ・こすれ」がそれぞれ1人となっています。

働くにあたって死亡労働災害は本来あってはならないものであり、死亡労働災害の撲滅を目指した不断の取組みが必要です。

かかる状況を重く捉え、ここに「死亡労働災害多発緊急警報」を発出し、労働基準監督署を通じて県内の事業者、労働者をはじめとする関係者に対して、死亡労働災害の撲滅に向けた安全の確保、基本的な安全措置の徹底を図ることとしました。つきましては、貴団体の傘下の会員などの関係者に対して、下記事項に取り組むよう、周知、働きかけを行っていただきますよう要請いたします。

記

1 死亡労働災害多発緊急警報の発出期間

令和6年6月24日から令和6年8月31日まで

2 期間中に特に徹底すべき事項

事業者は、職場内において基本的な安全対策が機能しているか確認してください。

その際、次のことに特に留意してください。

① 非定常時作業を含めたリスクアセスメントの実施。

また、リスクの除去・低減措置が近道行動や省略行動等による労働災害に対して有効であるか確認。

② 労働者に対する危険感受性を高める安全教育の実施及びその理解の確認。

③ 職場におけるコミュニケーションの活性化による的確な安全指示や情報伝達。

令和6年6月24日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

香川県支部 支部長 殿

香川労働局長

栗尾保和



広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします



お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部より E メールにてお届けします。

登録料・購読料は無料です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、F A Xにてお申込みください。

お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部

▶▶▶ F A X 0 3 - 3 4 5 3 - 7 5 6 1

事業場名または 個人名			
電話番号		F A X 番号	
都道府県			
メールアドレス			

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ
をご覧ください。

<http://www.rikusaibou-kagawa.jp/>

陸運労災防止協会香川 検索

お問い合わせ先



厚労省所管
災害防止団体

陸運労災防止協会香川県支部
TEL 0 8 7 - 8 5 1 - 6 2 5 1

